

第三十四回
國會
參議院農林水產委員會會議錄第十一号

昭和三十五年三月三日(木曜日)午前十一時四十四分開会

委員長 堀本 宜実君

委員

櫻井 志郎君
仲原 善一君
東 森 八三一君
隆君

農林省農林組合部長	酒折 武弘君
農林省振興局參事官	橋 武夫君
農林省振興局農業課長	石川 里君
水產廳總務部長	岡崎 三郎君
水產廳漁政部長	林田 悠紀夫君
本日の会議に付した案件	(ビールに関する件)
水産政策に關する調査	(ビール)

- 農林水産政策に関する調査（ビール
麦に関する件）
- 漁船損害補償法の一部を改正する法
律案（内閣送付、予備審査）
- 農林漁業金融公庫法の一部を改正す
る法律案（内閣送付、予備審査）

○委員長(堀本寅吉) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

ので、その事情を明らかにするために行なわれたもので、調査に参加された委員は、青田委員、戸矢委員、清澤委員、東委員、森委員、委員外として竹内議員、それから私であります。調査は二月十九日、茨城県土浦市の農協会館において、ビール麦の生産及び取引事情について、県当局及び地元関係者の参集を求め、懇談形式で実情や説明を聞くことによつて行なわれたのであります。すなわち第一席と第二席とを設け、農林省食糧事務所、県庁、県農業会議等の代表は両席に出席し、その他第一席には県経済農協連、県農協中央会、農業協同組合、県農青連及び農業者等が、また第二席には県麦耕連、郡麦耕連、農業協同組合及び農業者等が出席いたしました。

県当局の説明及び資料によりますと、茨城県はビール麦の主要生産地で

ので、その事情を明らかにするために行なわれたもので、調査に参加された委員は、青田委員、戸矢委員、清澤委員、東委員、森委員、委員外として竹内議員、それから私であります。調査は二月十九日、茨城県土浦市の農協会館において、ビル麦の生産及び取引事情について、県当局及び地元関係者の参考を求め、懇談形式で実情や説明を聞くことによって行なわれたのであります。すなわち第一席と第二席とを設け、農林省食糧事務所、県庁、県農業会議等の代表は両席に出席し、その他第一席には県経済農協連、県農協中央会、農業協同組合、県農青連及び農業者等が、また第二席には県麦耕連、郡麦耕連、農業協同組合及び農業者等が出席いたしました。

四円、二等二千二百十四円、三等二千七十四円であり、三等のビール麦が九五%程度であります。

次に、ビール会社と耕作農民との関係についてみますと、県ビール麦耕作組合連合会の指導あつせんにより、ビール会社と農業協同組合が一定数量のビール麦について売買契約を結び、ビール会社は農産物検査法の規格に合格した三等品以上のものにつき、天候その他不可抗的原因により収穫量が契約の倍数に満たない場合は、費因等による一割までの増減を認めて買上げております。

県は昨年の九月二十三日の農協大会の決議以来、農協系統組織と麦耕連との間に立って、ビール麦対策小委員会を設けて円満な話し合いによる両者の一体化をばかり、両者が契約合戦をしないという線で局面の打開に努力してきたとのことであります。昭和三十五年産の契約状況は、県經済農協連及び全販連の系統を通して売買を予定されているものが二十三万五千百二十俵、県麥耕連を通じて会社と契約しているものが約十七万俵であり、この中には二重契約のものも含まれているようで

農業協同組合で行なつてゐる現状であるから、系統組織で指導あつせんを行なう方が耕作農民に有利であると述べられ、ビール麦検査については、国の行なう検査の規格が昭和三十三年の五月の二十三日に改正があり、昭和三十四年産麦からよるい目が二・二ミリから二・五ミリに引き上げられたのであるが、大粒になると肥料及び品種等にも影響を来たし、農業經營上にも問題を生じ、反収も減るなど非常に不利益をこうむるので、買い入れ価格の引き上げについて強い要望があり、ビール会社の買い入れの対象とならなかつた麦は多く政府に大粒大麦として売り渡され、その価格は、昭和三十四年産は一等千八百六十一円、二等千八百三十円、三等千八百六円であり、会社の買い上げ価格と相当の開きがあるのでも、政府の買い上げになつたものについて、残麦問題としてのその処理等に深い関心が示されました。

戸、作付面積六千三百三十二ヘクタール、生産数量三十八万二百俵となつており、そのうちビール会社に売り渡されたものは、昭和三十三年産は二十四万四千八百八十九俵、昭和三十四年産は二十六万四千七百六十一俵であり、その残りの多くは大粒大麦として政府に売り渡されております。会社に売り渡されたものの価格は、昭和三十四年産のものは僕込みで一等二千二百四十

ものが約十七万俵であり、この中には二重契約のものも含まれているようであるとのことありました。

次に、各代表の意見あるいは要望のおもなものを要約いたしますと、第一席におきましては、農協の系統組織による共販の目標は、麦耕連とせり合うことではなく、ビール会社と耕作者が対等に話し合いのできる条件を作ることであり、会社との売買契約は末端の

持たない団体であり、県及び郡に連合会を有し、末端はペール麦耕作組合として独立しているところもありますが、ほとんどは農業協同組合が兼ねております。また、茨城県においては、かねては農業協同組合中央会が県の麦耕連を兼ねておったのであります。昭和二十九年から麦耕連が独立したいきさつもあり、その業務については、ビーレ麦の生産及び出荷の指導あっせん

政府委員	農林省農林經濟局長	坂村 吉正君
說明員	水產厅次長	高橋 泰彦君
農林省農林經濟局金融課長	會專門員	安樂城敏男君
太田 康二君	常任委員	

○仲原喜一君 先般本委員会に有志委員によつて行なわれましたビール麦問題現地調査の報告を申し上げたいと存じます。

今回の調査は、昭和三十四年九月二十三日、茨城県の農協大会において、系統農協によるビール麦の共販一元化の決議がなされ、その実行をめぐる問題で、ビール麦の取引について紛糾が起きていることが伝えられておりましたが

戸、作付面積六千三百三十二ヘクタール、生産数量三十八万二百俵となつており、そのうちビール会社に売り渡されたものは、昭和三十三年産は二十四万四千八百八十九俵、昭和三十四年産は二十六万四千七百六十一俵であり、その残りの多くは大粒大麦として政府に売り渡されております。会社に売り渡されたものの価格は、昭和三十四年産のものは僕込みで一等二千二百四十

ものが約十七万俵であり、この中には二重契約のものも含まれているようであるとのことありました。

次に、各代表の意見あるいは要望のおもなものを要約いたしますと、第一席におきましては、農協の系統組織による共販の目標は、麦耕連とせり合うことではなく、ビール会社と耕作者が対等に話し合いのできる条件を作ることであり、会社との売買契約は末端の

持たない団体であり、県及び郡に連合会を有し、末端はペール麦耕作組合として独立しているところもありますが、ほとんどは農業協同組合が兼ねております。また、茨城県においては、かねては農業協同組合中央会が県の麦耕連を兼ねておったのであります。昭和二十九年から麦耕連が独立したいきさつもあり、その業務については、ビーレ麦の生産及び出荷の指導あっせん

其販問題について、麦新連としては、今まで茨城県のビール麦の生産改良、専門的に努力してきたものであり、現在きわめて順調に生産も伸びており、また其販にあくまで反対するものではないが、現在県経済農協連は再建整備団体である関係もあり、ビール麦の専門機関である麦耕連で取り扱う方が新作農民に都合がよいと考えるなどが述べられました。

以上、その事情を聞いて帰京いたしました次第であります。はなはだ簡単であります。が、御報告申し上げる次第であります。

なお、補足的な問題もあります。から、御一緒に行っていただきました各位にそれぞれまた問題があれば補足していただきたいと、かように考えてます。

○委員長(堀本宜実君) ただいまの仲原委員の御発言に対し御質疑のある方は順次御発言願います。

なお、本件について農林省当局の御出席は酒折農業協同組合部長、橋詠興局参事官、石川農産課長、岡崎食糧厅総務部長でございます。

○戸叶武君 このビール麦の問題は、昨年の十一月の三十日に全国農民連盟及び茨城県の農政連がビール会社四社と、その四社が構成するビール酒造組合を独占禁止法の違反行為として公正取引委員会に提訴したのをきっかけに爆発したのですが、これは数年来くすぶつていた問題であります。私たちは木本県はビール麦生産高では日本一でありまして、昭和三十五年度の契約栽培の全国貢い上げ総数二百二十八万二千俵のうち、五十八万七千俵を産出

いなのは、農民から聞きますと、十月
初めの下見検査に次いで、出荷時の国
営検査及び出庫の際の検収検査と、三
つもの検査が行なわれておるので、農
民は相当の手間をこれに取られてお
る。もつと国営検査に一元化すべきで
はないかといふ意向を持つております
が、この出荷時の国営検査の前におけ
るところの下見検査といふのはいろいろ
な慣習からこれもできたのだと思いま
すが、どういう見解のもとに下見検
査を行なつておるか、その経費の出ど
ころはどういうことになつておるか、
そういうことを農林省に伺いたい。

○戸叶武君 その正式なものは農作物検査であるが、農民の利益というのを考えて事前指導をやるいわゆる下見だといつておりますが、他の農作物においてもこのようない慣例がありますか。

○説明員(岡崎三郎君) ほかの農産物につきましてはあまり例はございません。と申しますのは、御承知のようにピール麦といいのをいわゆる特殊の用途に充てられます特殊の何と申しますか、種類の麦でございますから、それに合格するといなとは非常に農家にとって大きな利益の影響があるわけでございます。どうぞいきますから、特別な指導を必要とするといふ意味で、下見の指導をしておるわけでございます。

○戸叶武君 それに要する旅費なり、あるいは費用といふものは國家が負担をしておるのでですか。

○説明員(岡崎三郎君) それに要します旅費は、これは当然業務旅費として、指導のための業務旅費ということで私どもの検査課に対しまして支出をいたしております。

○戸叶武君 茨城県で調べた範圍においては、ほとんど旅費は出さない。どういうふうにやっておるかといふと、その下見の際ににおいて紙袋に二合入れてくる麦を売り飛ばしてそれでもって飲食の費用に使われておるのが事実のよろんなんで、これはあとからその問題は追及しますが、それでは予算面において明らかにこの麦耕連に頼まれた下見検査に必要とする費用といふものを出しておると思いますが、その資料を、農林省にありますからいたがきたいのであります。ありますか。

○説明員(岡崎三郎君) ただいまの御質問の意味がちょっとわかりかねるの

○説明員（岡崎三郎君） ただいまのお話のビール麦の整粒のあるい日の基準を二・五ミリに引き上げた場合にこれが農家に及ぼす影響と、いものを十分考えてやつたかどうかといふ。こういふ御質問かと思ひまするが、私どもの方ではこの二・五ミリに引き上げました。

○戸叶武君 それは業務旅費の中からそれが使われているのだというお答えですね。

○説明員（岡崎三郎君） そうですござい

ます。

○戸叶武君 この問題はまたあとで追及しますが、ビール会社の注文によるものだと思いますが、農林省によるところの検査規格といふものが変更されまして政令規定が二・二ミリから二・五ミリに引き上げられる、ふるいの網目が大きくなつた、このことはビール会社にとつては自分の注文に応じたことであるから利益であるけれども、農民にとつてはこれがために検査規格外にはずされる麦が多くなつたので損害を受けております。こういふ影響といふものを考えた上で、こういう検査規格を変えたのかどうか。それからこれによる被害といふものに対してもどういう配慮を農林省は今まで行なつたか、その点を承りたい。

た理由といたしましては、すでにいわゆる栽培ビール麦の用途の特殊性からいたしまして、その栽培の面におきまして、すでに近ごろにおきましては、その品種が早生、中生からだんだんに粒の大きい晚生種に転換が行なわれておるという事実、また、この三十一年、三十二年産のビール麦の検査の場合に調べてみましたところが、大体においてそのころはまだ二・二ミリ以上といふことであるい分けておつたのでございまますが、その内容を調べてみますと、一番麦といふいわゆる二・五ミリ以上のものがこれが大部分、もう九割以上を占めておる。一等、二等、三等それぞれにつきましてほとんど九割以上を占めておるというよくな事実、そういう事実、それからさらにもう、いわゆる需要者側のビール工場の方のまゝ要望もござります。そこで、いろいろその辺の事情をまず考えまして、そこでやはり検査規格といたしましては、二・五ミリをもつてあるい分けるといふことが、今後のいわゆる商品の取り扱いとしては正しいのじやなかろうかという観点から改正したわけでございますが、ただ、その場合に私どもは、やはりただいま申し上げたような事情で、それほど大きいいわゆる不利益といふことには農家にはならないのじやなかろうか、もうすでに現実の栽培面がそなつておりますし、また、現実に出ております出回り品もそなつることになつておりますが、なおまた、そういうこともござりますので、いわゆる生産者側のビール大麦耕作組合あるいはその連合会等の意見をお聞きいたしまして、そこで改

正いたしましたといふ次第でございま

す。

○戸叶武君 耕作者と麦耕連といふものを一緒に見ておるのじやないかと思いますが、先ほどのお話を聞く

と、需要者側のビール工場の要請といふものをもとにしてこれはきめたよう

で、事実上生産農民に聞くと、生産農民の人は、これによって相当の犠牲を受けているといふことを異口同音に言つております。政府側の今の発言だ

と、九割以上は変わってしまったのだ

から差しつかえないといふが、これによつて事実上規格外のビール麦といふものが非常に出てきたのは事実でありまして、こういう規格の変更を行なう立場といふものが必要だと思うのです

が、生産農民の意向といふものは、生

産農民の代表機関と麦耕連を見て、そ

れの意見を開いたのですか、いつどこ

でそういう正式な方法をとつたか、そ

れを承りたい。

○説明員(岡崎三郎君) ただいまの御質問のビール大麦耕作組合あるいはその連合会が生産者の代表として、私どもの方で相談したかといふことでござりますが、それは代表といふうちに組合会が生産者の代表として、私どもを考えまして、それと相談したわけでござります。なおまた、その期日お答えを申し上げたい、こう思いました。

○戸叶武君 そのように、今まで麦耕

連といふものが事実上はビール会社の

方の御用機関的な役割りをしておつ

て、経済行為が行なわれない。指導あつ

せんといふ名のもとにおける任意団体

であるにかかわらず、農林省はこれはわかつているはずだ。それを生産者の

代表機関のように錯覚して、そうして

それを相手に問題を進めていたとい

うところに今日の紛争の原因があるの

ですが、これに因連して問題は、この

検査でもつてビール麦としてはされた

ものが、政府の方の検査とすると、大

麦の検査におきましては、これが二等

にも三等にも入るという形になつてお

り、しかも、その規格外の麦といふも

のが、農協の倉庫等をいろいろ調べて

参りますと、一番最初に大量に充れて

しまつて、その規格外の麦といふも

が引き取る義務がないものを残麦と、

こう称しておるのでござりますが、

しかしここではそうじやなくて、む

しろビール大麦として生産された二条

麦、これがいわゆる契約数量以上にど

う報告を受けております。で、その

うちビール会社が買い上げましたもの

が十一万八千俵でございますが、その

中を二つに分けまして、その残麦のう

ちでビール会社が買入れた十一万八

千俵の中をいわゆる検査に合格した

麦、それが六万三千俵あつたといふこ

とになつております。それ以外の検査

の数量の全部になると、大体そのよう

に私ども承知いたしております。

○説明員(岡崎三郎君) 昨年度の大体の数字は私心得ております。

○戸叶武君 されを承りたい。

○説明員(岡崎三郎君) 私どもの方で

しておられません。

○説明員(岡崎三郎君) さつき申し上

げましたように、いわゆるビール大麦

として生産されて、検査には合格しな

かつたという数字が、大体二十一万俵

程度になるわけでござります。そのう

ち、ビール会社がいわゆる政府買入

価格よりも百円上げの値段で買いましたのが五万五千俵ございまして、そ

の残りの十六万俵余りが、大体いわゆ

る検査に合格せず、かつビール会社がも買わなかつたといふ数字になつておられます。その中で約七、八〇%が、いわゆる普通の麦として政府に充られておつた。二、三〇%が農家の自家消費に供せられたのではなかろうかと、こういう推定もしているわけであります。

○戸叶武君 政府に買い上げられたその七〇%のビール大麦の行方はどうなつておりますか。

○説明員(岡崎三郎君) それは普通のいわゆる食用として、それぞれいわゆる精麦工場に払い下げているということです。

○戸叶武君 そこいらに農民の疑惑が、何か脱税のやみルートに乗つて、すぐには政府で、このことに対して吐き出すかどうかわかりませんが、こういう暗い影が宿つているということだけを指摘しておきます。

それから先ほどは検査の問題でもつて、これは特殊なものであるから、ビール会社が買うものだから、向こうの注文に応じたような検査はやむを得ないといふ考え方を前提としておりまするようだ。しかも、この品種が、短穂種から長穂種に改められたといふことからして、一般麦でもって今まで八俵ないし十俵とれるところが追肥を禁じられて、倒伏するからといふので、そろそろして六俵程度の収穫に抑えられて、農民としては三割からの収穫減を来たしていまするという事実を訴えているのです。そういう点においてビール麦は四百円近く高く買われているということだけを、会社側は宣伝しております

が、元と違つて、この規格の変更に伴つて、農民は前にはビール麦を売ること割に合つたが、このころは割に合わなくなつたといふ喚きを持つてゐる。ですが、こういうことに対しても、農省としてはどういう対策を持つておられますか。

らなければ個々に分断せられて、しかも、個々の単協の上に麦耕連といふのがあるが、この麦耕連といふ性格は、あとで掘り下げますけれども、こういう形において契約といふものが非常に不利な契約がなされている。その契約文書も私は方々から探しして幾種類か持ってきておりますが、麦耕連の方に言ふと、これは契約栽培だとしきりに、言つております。文句は前の方に契約栽培という文句が使われておりますが、契約栽培といふのは、原則的に^{タバコ}麦耕作のごとく、契約によつて栽培されたとすると、ビル大麦は会社で全部買ひ上げ、また災害等による損害は補償するところの義務があると田舎の農林省としてははどういふ見解をお持ちですか。

○説明員(酒折武弘君) 普通の契約場合には、契約數量は幾ら幾ら、そし
て対して五%なり一〇%なりの増減範囲内においては、これはお互の
解のもとに買入れいたしますとい
うのが普通の形態じゃなからうかと思
ますが、それ以上、かりに一〇名と
めた場合に一五%の増産があれば、
の上積みの五%部分は必ずしも買手
においては義務がないというふうな
約が普通じやなかろうかと思つてお
ます。

○戸叶武君 この契約の実態を見
と、ビル麦耕連の実態は契約栽培
美名のものとに会社ではその必要とす
買入れ數量を麦耕連を通じて耕作
に押しつけている売買契約にすぎな
のです。で、この契約栽培が売買契
か、単なる売買契約か、この契約書を
ぐつて今すぐには返事できないでし
う。農林省は十分これを検討して
かなければ、公取においても問題にな
るのだから、知らぬ存ぜぬではだめじ
うと思います。しかも、その契約の過過
といふものは、形式は総合農協の單
と契約しているよう見せかけてい
が、事實上はほとんど白紙委任状で
県段階の麦耕連と契約しているのが事
実です。麦耕連は任意団体であります
。しかも、指導あつせんといふ名で
隠れていますが、指導あつせんのをな
に隠れて、売買契約の主体が事實上
おいては麦耕連がなつてゐるのが実情
でございまますが、こういう經濟行為をな
する義務がないかどうかを承りたい。

○説明員(酒折武弘君) 契約の様様
しているいろいろの場合がありまして、現
とを承つてゐるのです。

いろいろな農協法の改正やなにかのきつかで、便宜的に麦耕連といふものができたといういろいろなきさつも私どもは承知しておりますが、生産農民の目ざめといふものは、生産者の利益を守るために、どうしてもまとまつた力でこのビル会社に対抗して、そして自分たちの生産力を高めるなり、あるいは価格の決定なり、あるいは販売の流通機構の改革なりをしなければならないといふ段階に来ているのです。こういう段階に来たときにその方向だけに対する、農林省が確たる一つの実態の把握、それから指導の方向といふのも把握してないのは残念としますが、この流通機構の問題といふものは、福田農林大臣の今までの主張によると、流通機構の改善といふものに農政の重点が置かれているのです。そのことを大臣がくどくど言いながら、現実の具体的問題における流通機構の矛盾を是正していくこという問題が起きたときに、そのことに対してもあなたたちは当然確たる一つの対案を持つていてると思いますが、方向づけだけでもそれを承りたい。

いたしましては、表面に立つてやるといふ
うまだ時期ではないと考えております。
○戸叶武君 農林省のこのぐらたらな
態度に期待できないので、生産農民
は、全農連並びに茨城農青連が中心と
なってビール麦取引に関し、ビール会社
社側の独禁法違反行為について公正取
引委員会に提訴しましたが、その内容
は、ビール四社で構成するビール酒造
組合のビール麦購入方法は、共同して
価格、数量を決定し、私的独占または
不当な取引制限の禁止に当たる行為をし
なし、独禁法第三条の私的独占の禁止の禁
止及び公正取引の確保に関する法律に違
反した行為があるという点を指摘して
おります。

いうことを言つておりますが、こういう行き過ぎと思われる行為に対しても、公取に訴えて、そしてこのことを明らかにしなければ農民の利益といふものは守れないものなのか。この段階に至るまで農林省といふものはいつでもおっぱなししておくのか。今でもこれに対してもう対処しているか、そのことを承りたい。

者間でいろいろ話し合いも行なわれると思うのであります。このビールの問題は、ビール麦の問題だけではないと思ふのです。今後において、M.S.A.協定以後において、麦といふものが、あなたの方御承知のように、アメリカその他の外国からの麦の方が多くなつてしまつたんです。麦を作るのじゃ割りに合わぬということで、岡作地帯の農民といふものはどんなに苦しんでいるかわからぬ。ビール麦にすがり、タバコにすがり、みんな、タバコもたたかれ、減産を強要され、ビール麦もビール会社の独占の圧力に屈して、今度はビート糖の問題も起きております。いろいろな問題も起きております。いろいろな換金作物の方へ農民が自分たちの生活を守るためにあえいで行きつつあるときには、この生産農民の苦悩といふものをだれも理解せずに、独占資本の思うままにこれを押しつぶしていくと、いうような現実、これは澱粉の問題、いろいろな問題、今度大豆の問題も起さるでしょう。いろいろな問題があるのであります。この問題は、今後の貿易自由化の原則は認むるにしても、日本の立ちおくれている農業といふものがどういう被害を受けなければならぬかといふ現実の問題に対して具体的回答が必要な段階に来ているのです。このビール麦の問題は、ビール麦の問題だけじゃない。今までのような矛盾がわまるたバコ耕作組合の問題に対しても、このビート糖を耕作するところの農民の場合においても、大豆の耕作者の場合においても関連があるので、このいろいろな団体の内部の話し合いだけにまかせるという性質のものよりは、私はもうと深刻な問題になつて いると思うので、農林省としては、この問題に対し

て、公取でも取り上げて問題になつておるような問題です、この問題に對処するだけの小委員会なり対策委員会なり持たれていると思うのですが、自民党においてもビール麦の委員会が作られました。社会党においても作っておられます。政府も——役人というものは、のろまさかげんにおいて天下一品といわれているが、幾らかはそのくらいなことは何らか対処する心がまえぐらいいのだろうと思ひますが、その芽くらいどこかにありますか。芽もつぶれていますか。それを見かせていただきたい。

精麦工場へ売却しておるのでございまして、私どもは、ただいまお話をよろしく、さてそれから先どうなつておるかといふことについては、実は資料がないのでござります。それでただいまお話を、どうも私どもやつぱりそれがやみでビール会社に行つておるんじやないかろうかといふことを言われましても、ちょっとと今のところ何とも申しかねるのござります。

定でございまして、そしてそのものだけを特別に目をつけて売れ行きがどうかというようなこと、実は調べたことがないんでございまして……。

○中田吉雄君 これはどうもおかしい。よく調べていただきたい。これは技術的な問題ですが、柄木や茨城のようないわゆる麦の栽培地帯で、大麦ごと、ル麦と、一反当たりの平均的な収支はどうちが有利ですか。

口くらべになるかと思います。
○中田吉雄君 そうしますと、加算金の妙味なんですか。

○説明員(橋武夫君) そういう価格の問題と、それからそれに要しますいろいろな労力なり生産費の問題から差額が生じるわけでございます。

○中田吉雄君 大麦は三百十四キロで、ピール麦は二百七十キロで、反収は少ないのですが、そろしてこんなに七千

り、それは蛋白質の性質とか、窒素をたくさんやつたり何があると思うのであります。そういういろいろな制約もあり、しかも、二十一万俵もたたかれてしまってことになると、やはり妙味もだんだん少なくなってきて、ほかの委員が言われたような、いわゆる共販体制でも強力にしてパック・アップせねば非常に問題があるのでじゃないかと思ふのですが、大麦、小麦、ピール麦等の支えによって、一しつづけ

数料だけで息をついているような農協ではやつていけないので。特に米穀地帯でない岡作地帯においては、麦の問題において明確な線が出来ないときにおいては、農協といらるのは成り立たない。農協を破壊させるためにとにかく農林省は、こういうあいまいな態度をとつていいのか、今の農協といらものがいまだに腹から自主性を確立していないで、農協運動の何たるかといふ理などにこころをこらへておる。

○中田吉雄君 これは普通の大麦と用途はどうなんですか。味とかそういう兎も角も行きの特殊な状況ですね。なかなか政府は麦は弱っておられるようですが、これは常貨は残っておりますか、政府倉庫に。

○説明員(岡崎三郎君) ビール大麦を食糧にいたしました場合に、もちろん格外のものでござりますが、地元では、これはうまいんだと、こう称しております。ただ一般的にはあまりやはり粒が大き過ぎて麦が目立つてどうもうまくないと、こういう声も聞いております。だから穀体としてどうということはちょっとと言えませんので、地域によって嗜好が違うというように私聞いております。

○中田吉雄君 政府の倉庫にある麦は処分されるのが困るでしょう。このビール麦は買上げられたやつが、十六万俵の七、八割、十二、三万俵買います。その売れ行きですね、それはどうですか。

○説明員(岡崎三郎君) 私どもの方では、特に、いわゆる二条大麦でございますね、いわゆるビール会社で引き取らなかつたもので、さつきお話を十六万一千俵の七、八割、十二、三万俵買いました。その売れ行きですね、それはどうで

○説明員(橋武夫君) これは農林省といたしましては、今の經濟收支の問題は統計調査部で調査しておりますが、農業生産費調査で一応推定ができるものが農林省としての資料になるわけでござりますが、これは私三十二年、三十三年までわかつてゐるかと思いますが、ちょっとと三十三年の数字を持つておりますので、三十二年の、今手元にございます数字で申し上げますと、大麦の場合には、これは全国平均でござりますが、反当の家庭労働報酬と申しますか手取りが、大麦につきましては反当たり四千二百五十六円でござります。それに対しましてビール麦の場合には、やはり反当たりの家庭労働報酬が七千十二円というふうになつております。年によってこの数字にはいろいろ動きがござりますのですが、やはり概観すれば、ビール麦の方が収益としては一応有利な作物であるといふうに考えられます。

○説明員(福武夫君) 今おっしゃいましたように加算金、価格が違うということが一番重要な原因だと思います。それ以外にいろいろなこまかい仕分けをした場合に、それが原因になつておられますか、ちょっとここにそういうこまかい、その生産費の内訳を作りました資料を持ち合わせております。もしあれでしたら後ほど調べてお差し上げたいと思います。

○中田吉雄君 もう一点だけ。長稟種は追肥をやると倒伏する、それで追肥を禁じて多収穫を押えておるというのは、これは蛋白質の関係で、ビールが濁つたりするからですか、どうなんですか。

○説明員(石川里君) 長稟種は文字通り稈が長いので、肥料をやり過ぎますと倒伏しやすくなる、そういうことだろうと思います。ビールが濁るということにつきましてはまだ伺つております。

○中田吉雄君 それはやはり私はビルが澄んでおるということが非常に必要だと思います。精米をきつくなして

○戸叶武君 このビール麦の共販体制が系統農協から抜きと出てきたときには、農協の指導機関としての中央会の会長が麦耕連の会長をしておつて、栃木県で言うならば、県の農協段階でその問題が問題になるということがわからず、病氣と称して会長が出てこない。それからこの問題に対してもいろいろな交渉をやっても病氣と称してどうかへ逃げていく。それでビール会社は年じゅう相談に来ておる、こんな活動をやつて農協運動の指導ができるのか。法律解釈は別です。こういうよろんなボス組織のもとに農協といふものが指導されておるというなら農協中央会というのではない方がいいです。農民を毒するもの、それを監督できないう農協法はあってなきがごとし、こういうような形でもつていくならば、ほんとうに日本の農協運動というのは危っているのは共販体制が主です。デーマークでも、ドイツでもどこでも行ってる農協運動が近代的な形において前進していくのは日本の農協運動が主です。ところが日本では米の倉敷料と、それから手抜けたただ米の倉敷料として出していたときたいとか印刷物にして出しています。

理念は立たないとしてそらしてやつてく
から、こういう問題が起きてもいつま
でたつても問題の解決に手がつかない
のですが、言葉の上における流通機構の
改革というのじやなくて、農協運動の近
代的な意味における把握というものは共
販体制の確立です。それを中心にして生
産コストを引き下げるなり、価格の問題を
なり、農民の利益を擁護するなり、この農
協の近代化というものは推進しておる
のは列国の一例で明らかなんです。こう
いう農協運動の質的転換の時代にあ
たつて、古ぼけた法律の三百代言的な解
釈と、それからあらゆるボス的な勢力
におそれおののいて明確な線を出せな
いよろな不始末さでは日本の農協運動
といふものの前進ははばまれます。こ
れに対して、私はこれは栃木県だけの
問題ではなくて、今までのありきたりだ
から仕方がないが、昔の戦時中の農業
会のようなものがこびりついておる。
こびりついておるから、日本の農協運
動における一番のガンは、教育活動が
ないのです。理念活動がない。理念と
実践の統一がないのです。しかも、具
体的な問題にぶつかって、この矛盾を
感じて生産農民の今の窮状を開拓する
ための運動がほうはいとして起きた。
起きたときに、その中央の機関である

- 1 -

- 1 -

導をとつて小型船の加入を促進するということにいたしておる次第でござります。それで、今後なお小型船を加入促進させていきますためには、やはり指揮が十分行なわれ、また単位協同組合が十分この漁船保険の仕事にタフで生きるようにしていくこと、あるいはエンジンの修理とか、その他の技術を普及いたしまして、できるだけこういうことを通じまして漁船保険のあり方を漁民に知らしめて、小型船の加入を、沿岸漁業者の加入を促進していきたいというふうなことを考えておる次第でござります。それで漁業協同組合に対しまする事務費補助金は、ことしは増額を見なかつたわけありまするが、今後十分そういう点にも考慮をいたしまして、小型船の加入を促進することに努めていきたいと存じております。

ことにそれだけを国が負担する。そして純保険料といふものを、これを除いた保険料といふものを加えたいわゆる保険料金になるわけがありますが、これはさうすると、組合別にことごとく同じ階層の船であつて、たとえば十トンなら十トンの漁船は、甲の組合では保険料が二円五十銭、それから乙の組合では二円八十銭、また丙の組合ではあるいは三円といふように、組合によつてすべて違うことになるのでありますか。一応船の階層別ではどの組合もその異常災害部分は全部ひっかけて二円五十銭なら二円五十銭、二円八十銭なら二円八十銭と画一的に料率がきまるのでありますか、その点を御説明願います。

○説明員(林田悠紀夫君) この再保険料率は異常危険部分と、それから普通損害保険にかかる危険率と、両方の合計で再保険料率をきめるということにしておきました。異常危険率については、仰せのように国庫負担をいたしましたので、台風の被害の多いところがならされていくといふふうなことになるわけでございまして、それで、特にそこが安いんだということにはならないわけであります。それで、危険が多い場合には、保険料率が高くあるべきところが国庫負担をいたしますので平均化されるというふうなことになるわけであります。それから、それに今度は平均化された普通損害保険にかかる危険率を基礎として算定されるトシ数区分ごとの全組合平均の通常の危険率を基礎として定めます。いわゆる通常危険率によりまする保険料率、これを加えまして全国平均の各組合ごとの再保険料率をきめるということになるわけでございます。

○秋山俊一郎君 そうしますと、異常災害部分に対する危険率は国が全部負担するから、この保険に加入する人の、いわゆる船主の負担といふものは普通災害による部分だけの保険率を負担すればいい。従つて、災害の多いところも少ないところも保険料率には、料金は変わらない、こういう説明ですかね。

○説明員(林田悠紀夫君) 全然変わらないということにはならないわけでもあります。が、いわゆる通常危険率に上りますと保険料率が変わりますので、負担は変わっていくということに

○秋山俊一郎君 今度の改正により、して、本来この危険率に見合は保険率をきめるということで、これはまた合理的であります。そうした結果、結局、ある程度小型のものが高くなる。そこで、大型の分の国庫補助を引き下げて小型分に埋め合わせたいろいろな格好になつておるのであります。これは従来大型船に——大と言つちやおかしいのですけれども比較的大型、小型船に対応する百ト未満の船ですが、それらのものが国負担が少なくなつてくる。本来はこれらの船は危険率が非常に少ないのですが、むしろぐと下がらなければならぬであります。が、それを割合に下げるを少なくしている。しかし、現在よは下がつておるようでありますけれども、本来ならば、もっと下がらなければならぬやつを下げないで、小型船埋め合わしたものはどういう考ですか。

徒で一方におきましては、危険率をま
見合った保険料率を作るわけでありま
するので、小型船の保険料率は高くま
らざるを得ない。それで、それを救済す
るために國庫負担率を六〇%に引き下
げたのでありまするが、なお、それでま
十分ではない。そうして一方におきま
しては、大型の方の危険率は低いとま
でありまするから、保険料をもつてま
き下げるといふわけでありまするが、ま
はりこの際大型船にもある程度小型船
のことを考えて持つてもらつたらどう
だろうかといふうなことで、あま
大型船の料率を引き下げてもどうかと
いうふうな考え方も一方にございま
して、ある程度大型船に小型船の分
を持ってもらおうといふうな考え方ま
ら、大型船の料率に小型船の料率の
くなるのを救うために転嫁をしたと
うふうなことになった次第でござい
ます。

くと、これははすれどおる。これは危険率の低いものはどんどん下げていくべきである。そうして高いものは困るから補助するということありますけれども、今、補助の限界一ぱいに来ておる。これ以上補助することができない。従つて、比較的楽な方にこれをかがせよ」という精神は、精神としては必ず悪いとは思いませんが、趣旨からいくと少しおかしい。これは後日さらには検討していく余裕を残しておく必要があると思う。この法律についてではなくて今後制度を考える上において。それから次にこういうふうな料率改訂をいたしましたために、小型船に対する本来の保険料率はずっと高くなってしまった。そこで、義務加入であるとか、あるいは集団加入によるものにはこれに対して国庫の補助が小型船に対しては六〇%、あるいは三〇%の助成があるから、ある程度安くなるが、そのない単独の任意加入のものは相当の高い料率になるのですが、これはもうやむを得ないとするわけですか。

きくて、義務加入とか、あるいは集団加入がなかなか成立しにくいといふところは、その実情に応じて府県知事が地区を指定しまして入りやすいと見て、できるだけ国庫負担ができるような方向に持つていただきたい、こういふふうな考え方を持つておるわけでござります。それで現在義務加入はどの程度入つておると申しますと、九万八千隻くらいの加入の隻数の中で、九万三千隻くらいは義務加入に入つておる次第でございまして、今回の集団加入制度を別個に設けるといふふうなとおりまして、なお、この義務加入とか、あるいは集団加入の国庫負担を伴う隻数がふえるということを期待しておりますとして、これはまあ全船義務加入が成立するような状態にできるだけ今後とも努力をして参りたいといふふうに存じておる次第でございます。

ものは約十万といふと、三分の一に満たない加入船隻ですね。そうするとまだ三分の二以上のものが保険に加入しないのです。これは何としてもはいられないものもあります。うけれども、そのうちにほんの少くとも、なん動力船のごく小さいものもあつて、これは何としてもはいられないものもあります。ほかにも小型船がまだ相当あるのです。それらのものを何とかしてこの保険に加入せしめるという方法をとらなければならぬと思いますし、また政府も組合も努力はいたしておると思うのですが、保険といふのは、だだ入るわけにいきません、保険料を払うのです。ところで、そういう従来災害なり危険がほとんどないといふ内海であるとか、あるいは湖沼であるとか、地域的には従来損害は非常に少ないといふのがならないだらうと思うのです。それからもう一つは、経済的に保険料は安いけれども、まあ相当負担せなければならぬからよう入らないといふのが従来の状態だらうと思いますが、水産庁としては、この三分の二の未加入船といふものを、三分の二以上でありますか、未加入船といふものが今後こういう制度の改正によってどのくらい入ってくる見込みですか。どのくらい伸びてくるといふ見込みですか。大体大かたが限界に来ておるのじやないかという見方もあるのですが、この点いかがですか。

料率の改正につきましては、そちらも画一的にすることなく、地区別に詳細に検討いたしまして、低めにしなるべきところは妥当な線にまで料率を引き下げまして加入を促進いたしました。というふうに考へておるわけでござります。

それから第二点は、いかに料率が低いとしても、ごく零細な漁船、ことに無動力漁船は、実際問題として漁船保険に入る能力が問題ではないかという御指摘でございますが、私どもは、全くその点については、いろいろやつてみてみたところ、どういったよな御指摘の壁にとつかることは事実でございます。しかしながら、ここでやはりできないといふことだけで私ども引つ込んではならないのでありますし、やはり何らかの工夫、特に実際問題としていろいろお世話をいただく単位漁業協同組合のいるいろいろ指導力、それから組合としての経営能力等の充実がなければなかなかつかずかしかろうというふうに考へておるわけでございます。その点も後日御願いします。漁業協同組合の振興に関する法律の改正の御審議もお願いしているわけですが、やはり要点は、沿岸漁業の振興と申しますか、そのにない手でございまする漁業協同組合がやはり漁船保険の問題につきましてはつきりした力がないと、いかに制度だけを整備いたしましても、実際問題としては乗つてこない面がありますので、その面も私どもは何とかいたしたいといふふうに考へておるわけでござります。

○説明員(林田繁紀夫君) 加入の伸びでございますが、今、私たちとしましては、五ヵ年計画くらいを立てておりますて、やはり無動力船についてはあまり伸びが期待できないでござります。五ヵ年では、今のところは一・九%程度の加入率が一二・二%くらいにいくんじゃないだろうかということを考えております。それから動力船では、五トン未満におきましては、これは相当の伸びを期待しております。現在四八・八%でありますが、六一・二%程度まで伸びていくであろうという予測で計画をいたしております。それから二十トン未満の動力船につきましては、現在六八・七%が七七・九%程度伸びるであろうと予測しております。それから五十トン未満につきましては、七四%が七五・二%程度伸びる、それから百トンにつきましては、八七・九%が八九・九%程度伸びるであろう、それから百トン以上につきましては、現在六五・一%であります。が、伸びましても六五・二、三%程度であろうといふように考えております。

Digitized by srujanika@gmail.com

をことごとく救済しようというのでありますから、これらの二十トン未満の漁船をもつと吸収するような方法を考えなければならぬ。しかし、この改正によりまして、小型船の保険料率といふものは、従来より決して安くはなつてゐないと私は見ておる。ということは、危険率に見合つた保険料をきめた。異常災害部分といふものは国庫が全部見るけれども、それでも相当高くなつていいと私は見ておる。ことにまた、大型船から少しあべーしているといふようなことで、だいぶ助けてはおりますけれども、実際の保険料といふものは、従来の保険料から見るとそんなに安くはない。そこで、料率が下がつたら伸びるという点は非常にむづかしいものじやないか。ことにまた、義務加入でありますならば六〇%の国庫負担がありますけれども、集団加入ならばその半分の三〇%しかないのでありますから、相當私は従来よりも、これらの船は従来入つてなかつたからいいんですが、義務加入から見ると、だいぶ高いものになるということで、その伸びは非常に懸念されるわけです。従つて、これをいかにして、私ども自体としましてでも、なるべくよい入らせようといふことが、この損害補償法の一番の眼目であろうと考えますので、この点については十分今後も努力をしていただきたいと思うわけであります。

あります。じつはこれに対する魅力が乏しい。これに加入するものが非常に少ないのです。もう今までにこれが伸びていないという状態にあるのです。それですが、これは初めは非常に期待されただけでありますけれども、何分にも自分たちが積み立てた金なのであって、これはいわゆる貯金なんですね。そこで貯金ならば、定期預金にすれば六分の利息がつくけれども、これには六分の利息はつかない。だからして、もしそういう意味であるならば、これは割引債券買った方が得だと、あるいは定期預金した方が得だという勘定になるのです。ただ、そこに危険の場合の保険といろものがあるから、保険と加味してこれに入るのですけれども、もし途中で損傷を受けた場合には、満期保険で積み立てた金は取れないといったような非常に妙なところがあつて、これは伸びない。従つて、制度調査会の答申によつても、これは廃した方がいいんじゃないかという強い意見が出てているのですが、私どもは、まあまあ一つ、まだできてから間もないのです。あるから、今後これについて検討して、もう少し有利なように運営したる利用できるのじやないかと。ただこれは預金であるから定期預金にしたらいいとか、あるいは割引債券を買ったらしいということは理屈でありますけれども、実際はなかなか買わないのです。まかり違えば船が満期になつたときにも、代船建造の資金に困るといったようなことになるのでありますから、これは何とか存続させたいと思うのですが、ありますが、今のよくな魅力がない制度では、これはもう早晚批判的になるのですが、政府としてはこれをどう

○政府委員(高橋泰彦君) この満期保険の問題についてござりますが、この満期保険を作りました趣旨その他は、非常に当時漁民側にも歓迎され、これはいい制度である。特に事故がなく過ごしても、漁船が古くなりまして新しい船を建造する場合にも建造資金の一部になることござりまするので、この制度を何とか伸ばしたい、また伸ばすべきであろうというが、當時のこの制度創定の趣旨だったように考へてゐるわけござりますが、しかし、ただいま秋山委員の御指摘のように、この制度は伸びておらないわけでござります。しかも、これも御指摘のよう、漁船損害補償制度に関する調査会の御意見も、かなり技術的に、制度的に欠陥もあるようであるといふことが指摘され、場合によつたらやめてよいじゃないかといふような趣旨の御答申をいただいたいわけでござります。しかしながら、私どもとしては、そのような若干の欠陥が指摘を受けたことは、決してそれは間違つた指摘だとは思はないのでござりまするが、しかししながら、これを今、にわかに廃止するということにつきましては、漁業者の方々のその後における要望もありますし、私どもの考え方、今、にわかにこれをやめるということもいかがかと思ひまするので、当分の間現状のままにいたしまして、もう少し気長に、その後における問題を検討して参りたい、このように考へてゐるわけでござります。しかしながら、これは御指摘のよう、漁協の系統貯蓄との競合というような基本的な問題もござりますので、その点も勘案しながら、この制度

○秋山俊一郎君 しばらく存続したいと
いう御意向は私も賛成であります。
ただ存続してみたところで、このままでは
これからあまり伸びない。今ある
少し気長に検討すると言われたのです
が、問題は、この積立金に対する利負
をもつと高くするということなんですか
す。少なくとも定期預金以上のものに
しなければ、よそへ預けた方が得な
ですから、こんなところへ預けたつ
ばかばかりしいといふことが一点と、
う一点は、損害のあった場合でも、轉
み立てた部分のある程度返還する、支
払う、全額支払えとは言わぬまでも、
その何割かというものを、保険金はま
ちろん払うが、そのほかに積み立てた
部分の何がしかも、五割といふか、六
割といふかも払い戻すということにな
ると、非常に魅力が出てくる。そこままで
で政府が踏み切るならば、これは役に立
つところが、今のよくな状態じゃ
金利はごく安いわ、損があつたとき
には積み立てたものは、あいになつて
しまうわということでは、魅力は出で
こない、そこに大いに検討を加えて、
そこへ踏み切る腹があれば、これは
もつと私は活用されると思うのです
が、そういう点について、もつと真剣
になつてこれを考えておきませんと、
これはもう直腸みたいなもので、役に
も何にも立たぬというようなことで、
期限が来たものはどんどんおりてい
くことになりますが、せぬかと思う、
せつかく制度として生まれた以上は、
これを育成していくような方法を検討
検討して参りたいというふうに考えて
いる次第でございます。

おきます。

それから次に、私はかりが質問するようですが、特殊保険、これはいわゆる拿捕保険といら、主として李承晚ラインあるいは北洋方面において拿捕されたという場合に対する保険であります、これが最近拿捕保険と俗称しております、特殊保険と、それから乗組船員の給与保険、いわゆる抑留者に対する給与保険、この二つがあるのです。が、とかく危険区域に出入する漁船は、当然この保険にかかるて行くべきであるということは政府も指導しておりますし、関係者もみなそら心得ておりますけれども、危険区域に入らないで、危険区域の外でやっている分がときどきつかまるのです。それだからして、自分は危険なところは入らないからそれにかかる必要はない。従つて、かけない者がたまたまつかまるつている。今度の第五八幡丸もその例です。のほか小型船もたくさんあるのです。そういうことでもことに気の毒な状態であるので、そういう者に対しては政府はある種の見舞金といいますか、金を出しておりますが、なおまた、その保険に入るにしましても、普通保険にかかるた上に、この特殊保険に入らなければならぬということで、保険金がダブつておつて、なかなか経済上苦しい。そこで、昨年でしたか、特例を設けまして、この特殊保険等につきましては、保険金の半額を政府が見ようとすることになつて、これは非常に助かつておるわけであります。本来ならば全額見てもらいたいといふくらいに考えておるのであります、まず半額を見るということによつて非常に軽減さ

害保険の純保険料率が再保険料率を、当該組合の再保険料率を下がらないよう定めるということの三つの要素から構成されることになつております。それで考え方いたしましては、従来小型の方の保険料率は危険率に見合わないので安い。大型の方は高いといふことになつておつたわけあります。ところが、そういうことになりますと、この保険は九割が再保険で、一割は保険組合の負担ということになりますので、この小型の保険料が安いということになりますと、小型が多いところの保険組合はさわめて困難に遭遇することになりますし、従つて、小型船の加入にも差しつかえるといふうことになりますと、やはり危険率に見合つたところの純保険料をまず作成するということが必要になつて参りまして、危険率に見合つて、たとえば小型の危険が多い場合は、そこは保険料は高くなるというふうなことになつてくるわけであります。その高くなつてくるのを国庫負担を上げることによって防いでいる、ということが今回の趣旨であります。それでこの純保険料のほかに、再保険料というのがあるわけでありまするが、従来は純保険料はそのまま再保険料率になつておつたわけであります。が、純保険料率はやはりいろいろに危険に見合つて考えて、再保険料率は全国の危険を分散する、全国ベースにおいて考えるといふ点で、そこにやはり違いを持たせなければいかぬ。まづ保険組合で危険を分散して、全国で危険を分散するといふ二段がまえできめていこうといふことにいたしました。

○東隆君 そうすると再保険料率といふのが最低ということになるわけです。その危険率ですね、危険率の最低限は再保険料のなにに一致しなければならないですね。これはぶつかれたものでされども、額にするとそういうことになるわけですね。

○説明員(林田急親夫君) 再保険の危険率は全国平均の危険率といふようにお考え願いまして、純保険料の危険率は、その組合の危険率ということになるわけでありまして、仰せのように、再保険料率の危険率は、全国平均を考えておりますから、大数法則の上からいきましたら、全国平均の方が安いということになるわけであります。

○東隆君 わかりました。そこで、そこの危険区分、それから危険率、それから再保険料率云々のこの三つなんですが、これは、何か法文を新しくこしらえられるのですか。それとも、政令か何かでその範囲をきめられるのですか。

○説明員(林田急親夫君) 百十三条の四という法文が出ておるので、それによつてきめておる次第であります。今度の改正の条文です。

○東隆君 次は、自己負担の減少を計画通りにした場合に、国庫負担を百分の六十、これは無動力漁船の場合百分の六十ですね。それから五トン未満の動力漁船百分の六十、それから五十、四十五、四十と、こういうふうにはつきり先におあげになつておるようですね。きめられておるようですが、しかし、これはこうじやなくて、逆に計算ができるのじゃないですか。危険の度合いによつて、起きた場合に計算をしけたら。私の方で計算すると、百

分の六十のところは、無動力漁船は百分の七十五くらいになるし、五トン未満の動力漁船は百分の六十八、それから五トンから二十トン未満は六十六、二十トン以上五十トン未満は三十九、それから五十トン以上百トン未満は三十四、こんなふうに、全体のワクを一定にしても、かえつて小さなものに負担がたくさんいくような形になつて、そして事實上、先ほどお話をあつたように、大型船が当然保険料を払つて、そしてしかも、それに相当したものでなくして犠牲をかけられる。こういう面があると思う。だから問題は、国が当然支払わなければならぬ部分を、大型船の方に払わなければならぬ部分を削つてしまつて、そしてただ国庫でもつて払う小さな方だけをきめていく、こんなふうな形が出ておりませんか。

けでございまして、仰せのような趣旨でござります。
○東陸君 しかし、五十トン以上百トン未満になると、この国庫負担の分は減つてくる、率は。たとえば五十トンまでとかというふうに減つてくるじゃないですか。だから問題は、国庫負担の分をかりにあらかじめきめてしまふと――五十トン以上百トン未満のやつを百分の四十と、こう決定をするのですね。そうすると、大型船の方は、自己負担分で保険をかける部分が多くなるのですからね。だから、結局もう少しやりようによつては、国庫負担分を小型の方に持つてこなければならぬのじゃないですか、理屈から言いますと。

○説明員(林田悠紀夫君) この料率を見合つて算定して参りまするに危険率に見合つて算定して参りまするに大型の方が非常に安くなつてきてゐるわけなんです。それで、国庫負担をそのままにしておきましては、大型の方が安くなり過ぎる、と言つては語弊がありますが、小型と大型を比較いたしまして、やはりこの保険の性質をそのままにしておきましては、小型をそのままでは安くなり過ぎる、と言つては語弊がありますが、小型と大型を比較になるといふふな見地から、大型の方が保険料そのままでは安くなり過ぎる上、小型ができるだけ優遇して小型の方に回すといふふな操作を行なつまするので、国庫負担の率を、從来五〇%ありますので、それを今度は小形の七十五くらいいくよくなるのたわけであります。

○東陸君 私の方で計算をしてみたんですがね。そろすると、改正の百分の六十というのは、ずっと無動力漁船で自分の七十五くらいいくよになるの

ですよ。それから五トン以上三十トン未満は六十六、それから二十トン以上五十トン未満、そういうようになりますと、三十五年度に国庫負担は四億七千七百万円くらいになりますか。それから五十トン以上百トン未満は三十四、これくらいになりますと、三十九になりますか。そういうのは、先ほど言ったように、五十トン以上百トン未満のものには国庫の出す筋合いのものがないわけですね。入っていない分がある。そこで、そういうようなものを全部国庫で、その分で計算をしたものをおこなったときの小型の方に持つてくると、率が今まで言つたような事になつてくるわけですね。そうすると、総額で国庫が四億七千七百万円出すことになつて、計算からいくと、約六千万円ほど国庫がよけ出すことによって、百分の七十五を国庫が負担する、そうすると小型の漁船、それから無動力漁船、そういうものの加入率が非常によくなるわけです。だからそういう計算をやれるんじゃないですか。

を助けるということでありたいわけでもありまするが、これが今回においては限度ということになつたので、御了承をお願いいたします。

○東陽君 了承するしないの問題でなくて、この漁船保険と、こういうけれども、しかし、漁船損害補償法といふ形をとつて、そして小さな漁船をこの一部に非常に似た形になつておるわけです。船といふものについて考えたときに、そこで、相当国が大きく負担をするのが当然であつて、そいつを六十代をもう少し上げて、そして大型のいいんだと、こういう計算でなくて、總体のものを考えてみたときに、率の上げ方を削れば同じ額が行くのですから、削つてそしてそちらの方に振り向ければそういうような計算ができる。で、漁船損害補償法といふ基本的なものの考え方から普通の経済ベースに乗つておれば、保険のものの考え方でいく必要はないと思うのです。それから任意加入だと、こう言われるけれども、小さな漁船の方は義務加入の形をとつていかないときや本物にならぬと思います。沿岸の漁業協同組合で、やはりその区域内の三分の二の者が入つたときには、ほかの者みんな義務的に入れるんだ、ここまではあなたは言つてゐるんだから、そろするとやはり小さな船を相当持つていて者に手厚くしてやると、こういふことを考へると、六十でもつて、水産庁の方でもつて大蔵省にかぶとを脱いだような形になる。しかし、かぶとを脱ぐ

○政府委員(高橋泰彦君) ただいまの沿岸漁業の状況並びに漁村のいろいろな状況を拝見いたしますと、御指摘まことにごめんともございまして、私どもも御趣旨は全くその通りだといふうに考えるのでございますが、従いまして、このたびの改正も、その方向に少なくとも向かって進めるようなり改正でありたいということを念願にして立案した次第でございますが、なお、御指摘の点は、その趣旨を体しまして今後ともなおよきものにいたしたいというふうに考えておる次第でございます。

○東隆君 この間の分割払いの問題ですね、それからもう一つは、例の何といいますか、分割払いの場合に、お話をあつた營利会社の保険をさらに受け取るという基礎、それからこの場合には船価の百分の三十以下に入つてはならないという何か規定がありますね。

○説明員(林田悠紀夫君) あります。

○東隆君 そうすると、百分の七十まだ残っているわけですね。その分も營利保険にかけるのですか、ダブつてかけるのですか、どういうふうになるのですか、その營利会社が入るときには。

○説明員(林田悠紀夫君) 百分の三十五申します率は、保険にかけて国庫負担をするという場合に、船価の百分の三十以上かけないと国庫負担にしない六十というふうな程度であります。それでいろいろ会社との関係がありますが、それ以上の部分をこえておると

いよいよなものもありまするし、あることは、そこいろいろ金融関係の問題だのなんだのあると思うのですよ。大きな会社所有の船だのなんだのに関する限り、そういうような道が開かれて、そうして業態組合とそれから地域組合はダブつてはならない。組合の方だけは非常に厳重にしておいて、会社の方にかけたのは会社が損害の評価をやるのでしようし、それから保険の場合には、船を漁業協同組合の保険の方に回してみたり、いろいろなことをやるだろうと思うのです。事故の発生したときには、そういうふうな場合に、評価の上においても非常に狂いが来ると思うのですが、そんな調整なんかはなかなかできそうにもないのですが、そういうようなときにはどういうふうにしておやりになるのですか。

○ 説明員(林田悠紀夫君) 今のお話は、実は保険組合があまり大きな金額を保険にかけられる、たとえば一億もかけられるというふうな場合には、その船がやられた場合には非常に困難を来たすといふふうなことがあります。それで、船価三千万円以上になつておる、それ以上の保険をかけた大体まあ三千万円ぐらいを限度といふうに押えておるのが多いわけでございます。それで、船価三千万円以上をこのからの保険にかけまして、それ以上

のものを会社にかけるといふうなことがあります。そうして保険料は大体そちらの保険組合の方が安いのが通例でございまして、もちろん会社の方は、これはいい業者はかりを対象にして保険をやるというふうなことがあります。三割引きくらい保険料を引くとか、いろいろそういうふうなことをやりますが、保険組合の方が安いということになつております。そこで、実績以上に加入しましたならば、あるいはまた集団割引とかありますと、保険組合の場合より安い場合もありますが、大体におきましては、いろいろそういうふうな状況にあります。それで、東隆君が起きませんか、両方入つておるということは。

業動産信用法といふ法律、今でも生きているはずですが、これを活用するところ、少なくとも船の価格の、建造費の八割に相当する額を保険でやれるのですから、だから、それに相当する部分を借りることができますか。それに自己資金を二割加えて、そうして船を作るということができると思うのですが、そういうことをおやりになつておるところがありますか。

○説明員(林田悠紀夫君) この保険は、漁船について保険料を払い込んだときに保険契約が成立するということになつておりまして、まだできていない漁船について保険は成立しないわけでありまして、従つて、そういう作用はいたしておりません。

○栗隆君 農業の場合ですと、たとえば水田に稻を作る、そして稻が結局農業灾害補償法のなにに入つておるのですから、そこで保証されておるわけです。そこで、それを対象にして肥料代を借りるとかなんとかすることができるわけです。将来、生産をされるということを前提に置いてやれるわけです。ところが、この場合には保険に入らるという条件が整えば、私は資金を融通するときの、少なくともこれは現物担保にはならぬかもしませんけれども、保険証書が担保になつて金融が円滑にいくことになる。だから、その道を開かないでその漁船保険なりでやってみても、これは半分の効果しかないと思う。新たに船をこしらえるといふ場合に、その場合に少なくとも金融を受けられるようなために保険に入る。それは家を作る場合に、やはり保険に入れるということにして金を引き出しでこなければこれは家は担保になります。

せん。だから、そういうふうな火災保険のような場合なんかを一応考えてみると、これは金融の対象にして、そうして船を作らせるということができるような道を開かなければいかぬと思うのですが、それには差があるのであります。多少の差があるのですけれども、そういう道は開かれませんか。

○説明員(林田悠紀夫君) 漁船に対する金融をします場合には、その漁船が保険に入るということが絶対の要件のように現在なっておると思います。それで、そういうふうな農林公庫から金を貸す場合にしましても、あるいは農林中金が貸す場合にしましても、普通銀行でもそうですが、どこか保険に入れるということを前提にいたしております。従つて、その限りにおいて保険といふものは金融をつけるための条件のようになるわけであります。先生の今おっしゃいましたのは、たとえば農業手形のような場合は、肥料を買うとか、あるいは農薬を買うとかいう場合に農業保険が将来の担保ということに考えられて借りられるということになるわけでありますし、漁業におきましては、中小漁業融資保証法の改正法案を今回提出いたしておりますが、そういうふうな別個の制度を設けまして、その保証によって金を貸していく、特に運転資金を重点的に考えて貸していくというふうな別の制度を持つておりますし、船がまだない間に船にかけるということは、これはやはり漁船保険でありますから、船ができてからかけるというのが、実際船がなくて保険にかけておつていろいろ問題が起つても困りますので、いい

○東隆君 昭和の初めの例の経済恐慌のときに農業動産信用法という法律ができて、そしてこれは農業保険の対象を保険にかけることによって動産を担保にして資金の融通をする場合に、船のような場合には、あらかじめそういうことが認められたのじゃないかと思うのですがね、その法律で。あれは本来は動産なんですから質入れをしなければならない。ところが、質入れをしないで使いながら担保に供するのだ、農業機械だとか、その他のものですね。だから今の場合には許され、そうして船を建造する資金の融通を受けられるためにもこの保険というのが条件になるのだろうと思うのですがね、その農業動産信用法の場合は。だから解釈のしようをもう少し広げて農業動産信用法との関連において漁船を一つ考えてもらいたい。新しい船を建造する場合に、保険をつける船を担保に入れるとということを条件にしたなら融通を受けられる。しかも、そいつに自己資金二割ぐらい出せばりっぱな船ができる、こうしたことになれば多少の時間のズレはあるのですよ。時間のズレがあるのだけれども、それを農業動産信用法でカバーしているように私は思うのですがね。

なければ、本日はこの程度にとどめます。

○委員長(堀本宜実君) 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案を議題といたします。

前回に引き続き質疑を行ないます。御質疑のおありの方は順次御発言を願い

ます。

○櫻井志郎君 この前、坂村局長の御説明の中に据置期間の延長については五年を七年にしたい。それは、県営の土地改良事業はおもむね七ヵ年で完了するから、工事完了効果発生という段階において償還に入る。こういう、つまり、五年を七年にすることは理論的な必要性から来ておるのだ。こういう御説明だった。そこで私は、その七ヵ年でおおむね完了するということについては疑義はあるのだというふうな応申し残しておいたのですが、資料を見ますと、七ヵ年で完成といふ線は出ない。内地については残事業だけでいましても、約八年ですか、北海道については六年余り、平均いたしまして七年七ヵ月ですか、七・七分といふ。そういう資料が今出ております。ところが、これだけまでになるために、過去において何年間やつたかといふことが裏につ隠れておる。現在工事中の地区数が、きょう坂村さんから出した資料は少し数字が違うようであります。これは三十五年度、内地で二十地区、北海道で五地区一應認めようという三十五年度の予定を出したものになるのではないかと思いますが、とにかく現在工事をやつておる地区的総事業費は、内地で八百三十九億五千万、北海道では七十億八千万、合計いたしまして九百十

三億二千九百九十万、こういう資料が別途農地局から出ております。従いまして、これだけの、現在着工しておる地区の事業全体を完成するものとすれば、平均して十一年強かかつておる、こういうことが一方においていえるわけであります。それからいま一つは、現在、とにかく内地で約三百地区、北海道で三十何地区あります。昭和三十年度以降の毎年度の新規採抾地区が平均いたしまして二十七地区、つまり昭和三十年度から三十四年度まで採択した地区が百三十七地区、そういたしまして、現在ある三百数十地区的うち、二百地区前後くらいは昭和三十年以前からやつておる地区だ、そういうもののを入れて、平均して今後なお七年強かかる。ですから、理論的に、七カ年だ、理論的根拠がない。理論的根拠を言うなら、十一年の据置期間を置く。あるいは十年程度の据置期間を置くとかいうことなら理論的根拠はあるけれども、現状よりはいささか前進なんだ、そういう腰だめ的改正案だ、こういう御説明だとすると意味はわかるのですが、堂々と理論的根拠に基づいて五年を七年に延ばすのだ、こういう説明をこの間なさったのですが、これには私は計算的にいまして、どうもそれは、あなたの御説明納得できない。どういうふうにお考へでしようか。

うな答弁はしていないつもりでござります。三十年以降の都道府県営事業の残事業量を見ますと、おおむね七年ということで完了することになりますので七年といふ考え方をいたしましたのでございまして、これはいろいろ補助金との関係もございまして、据置期間を非常に延ばすことには、補助金をつけることを妨げる、一面からいいますと、そういう面もあるわけでございます。従いまして、県営の土地改良事業といふものは、できるだけ早くこれは完了するという方向で、補助金も十分そういう考え方を中心に置いて一つまあ取つていいような考え方でいかなければいかぬと思うのでございまして、その両方を見合いまして、一応押えどころとしては、三十年度におきますところの残事業量がおおむね七年でありますから、大体七年といふところで押えてやつていった方がよからうか、こういう考え方でございます。

いろいろ言い方で押されますが、理論的に私は撞着するものがあるのです。それからいま一つは、今後採択していくであろうものが、必ず七年で完成できる、過去のものは過去に出発したものの、そして過去に出発した地元負担の借り入れ分はこれはしようがないのだ、残つておる分は、これはこれでいいとする、同時に、今後新しく着工する分も、七年でいけるのだという強大な意欲をここに盛り上げてきているんだとすれば、それは一方において意味があると思うのです。ただ先般の説明を、きょうのような御説明に訂正せらなければ私はこれ以上追及するに少しでも、現実とは合っていないという点を確認した上でないと、どうも先般のあなたの御説明からいふと、残事業といふ感覚と、地区が着工から完成するまでに何年かかるのだというそういう感覚と混同された上に立つておるはなはだ失礼だけれども、そういう答えが出たと思うのです。ですから、きょうのように言い直されれば、その点は少しまだニーアンスが違つて参りますし、それから今後の着工分についてはどういうふうに考えるか、こういう点が一つあると思うのです。その点はいかがですか。

○櫻井志郎君 これはまあものの見方になりますが、農業基盤整備費を拡大していくのだ、そういう意欲的な、展開の場を残しておくるために、ここで七年という期間を打ち出す、こう見れば一つの見方であります。一方において、現状の県営の補助勢力に見合うような据置期間の設定をやっておいて、そうして一方において、予算措置がそういうふうに拡大強化された段階において法律改正をやって、据置期間の縮小をやっていくことにもいいのではないか。あるいは、現実に即応しておるという形からいへば、その方がより現実的だというふうにも言えると思うのですが、いかがでしょうか。

○政府委員(坂村吉正君) まあこういう問題は、先ほどから申し上げますように、その補助金の面とそれから融資の面と両方を考えて、それから将来あまり窮屈にならぬように考えていかなければならぬと思うのでございまして、そこで一応の目安といたしましては、三十五年度の残事業で押えておきますと、おおむね七年で大体完了します。三十五年度程度の予算を大体基礎にいたしましておおむね七年で完了するといふようなことに現在のところまあ数字としては出ますので、従いまして、まあその半分現実に即し、半分理想を持ってそりやしてやつていくといふような考え方でいったらどうだつうかというふうな感じがいたしております。

○櫻井志郎君 坂村局長は、盛んにありますけれども、三十五年度に新しく採択しようとするもの、内地でいえば約二十地区、北海道でいえば約五地区、それの事業費といふものを加算しては、計算してはおられない。理屈を言えはですよ。これは残つておるものだけで言つておられるのであって、三十五年度新しくとるものは、少なくとも大蔵省が現在了解しておるものでも、事業費にして五十億程度は認めましょ、そういうことは言つておる。で、そういうのは少なくとも直ちに三十五年度にすべり込む。そうすれば、三十五年度以降の残事業費という見方からするなら、現在残つておる内地北海道合計、幾らですか。たか、ここで言いますと、六百二十五億ぐらいになりますか、それになお少なくとも五十億というものが加算されたもので計算されなければならぬ。理屈を言えはそういうことになります。

規着工分の金額も入れてございます。そうして、三十五年度新規着工の分につきましても、これはできるだけ七年で完成するように、一つ今後の予算等についての努力をする、こういろいろもりでこれはまあ考えておるのでございまして、現実に、だから補助金等もそういう工合についてくるというような結果が現われますれば、これは完全にまあ七年でやつていける。しかし、これはまだ結果を見るまでには、七年としておきましても、七年あるのでございまするから、ですから、その間予算の実行状況等を見て、どうしてもだめなら、またそのときにも実情に応じて考えるということもあり得るのじゃなあかといふふうに考えます。一応現在の計算はそういう計算で考えておりますので御了解願います。

その根拠、制度の内容の目的、融資の対象になつております資金の種類と、その資金源が財政資金か系統資金あるいは民間の一般資金か、それから利率、償還期限等の貸付条件、それからわれわれが現在手元に持つております資料でわかります最も長期間の融資残高を並べたわけでございます。

これでちよつと申しわけなかつたのあります。水産関係の中小漁業融資保証制度を落としております。一応農林関係といふことで落としてしまつたのですが、そのほかに中小融資保証制度があるということをこの機会にあらためてお断わりいたしておきます。これも、県に保証基金がございまして、借入資金に対する債務保証をして、中央でさらに特別会計で両保険をする、こういう形の制度でございます。

それから第二表は、現在、農林中央金庫が制度金融に基づきまして貸し出しておる貸出残高を示したものでござります。で、第一表で述べました制度金融に基づきまして、現在、昭和三十年の十二月末残高でござりますと、中金の段階で、信連、単協等に貸し出しが四百八十九億六千二百万円出している金が百二十九億三千五百万ということになつております。この時期におきまして農林中央金庫の所属団体の総貸し出しが四百八十九億六千二百万円ということになりますので、中金が所属団体に貸し出しておりますうちの一六・四%が制度金融に基づくものであるといふことを御了解いただきたいと思うのであります。

注に書いておきましたが、信連段階におきましては、さらにこの制度金融に基づきまして貸し出している金額

が、三十四年の九月末現在で、員内貸し出しの四二・五%が制度金融に基づく貸し出しである。こういうことになつておる次第でございます。

それから第三表は、現在非常に伸びております農業共済資金の責任準備金の農村の還元状況でござりますが、御承知のよう、この金は大部分が、九〇%以上が県の共済連から農信連に預金になっておるわけでございまして、預金を見返りとしまして信連を経由して貸し付けられておりますものが、ここに書いてありますように四十九億一千九百万、それから共済連が直接財産運用として貸付を認めております。それに基づきます貸付金額が五億四千二百万、これは三十四年八月三十一日

な数字になつております。

それから中金の段階におきましては、先ほど申し上げました員内貸し出しは四百八十九億でございまして繰替貸し出しの二・四・六%、こちらあたりが非常に問題になるところでございまして、末端が充実するに従いまして自己完結をするというような関係から、大金が全国的な調整を行なう機能がだぶ縛りできてるといふようないふがこれによっておわかりかと思うのであります。

て、同じ時点をとりまして、さらにその個別の金額とペーセンテージをそこにお示ししたわけでございます。これも見ていただきますと、たとえば財政資金による長期低利資金でございますと、農林漁業金融公庫からの自作農維持創設資金が非常に伸びているというようなことが御了解いただけるかと思うのでござります。

それから次の第七表は、先ほど櫻井先生からの御質問のありました昭和三十五年度の都道府県農土地改良事業の

非常にふえておりますので、借入金の利息が漸次ふえております。従いまして、資金原価は事務費と委託費につきましてはかなり節減はいたしておりますがございますが、総体的に見ますと資金原価が上がりまして、従つて公庫の滞貸債却引き当ての率が非常に下がってきており、公庫の經理内容が悪化しているということがこれによつてうかがえるのではないかと思っておりまます。

それから第九表は、農林漁業金融公

貸し出し千六百二十三億五千五百万万に
対する比率は一・五八%ということにして、
相なっております。まあ業種によります
して林業とか漁業、共同利用施設ある
いは主務大臣指定施設、奄美群島復興
資金といふようなものが比較的平均を
上回るような延滞が出ていて、こうい
う状況でございます。

残年量調書ということで、新規事業も入れまして、現在の都道府県営事業の残事業費が内地、北海道を含めまして、六百二十四億九千百万円、それに対しまする事業費が八十一億ということ

金を借りてはいるかといふことに対するお答えの表でございまして、総額で三十四年度会計末まで千十八億四千二百萬、その内訳は資金運用部資金からの

対してここに書いてありますよ。な
り、利回り、据置期間、償還期限とい
うふうで現在融資を行なつてある。
ことになります。

で、事業費を分母で残事業費を割りまして、残年量を出したわけでございまして、この平均七・七年をもとにいたしまして、公庫法で現在五年とあります据置期間を都道府県営事業につきましては七年ということに法律改正をいたしまして御審議をいただいておるわけでございます。

それから第八表は、農林公庫年度別

庫がどういうところから幾らの金利の
金を借りているかということに対する
お答えの表でございまして、総額で三
十四年度会計末で千十八億四千二百
万、その内訳は資金運用部資金からの
借入金が六分ものが九十九億、これ
は特別会計の時代に、特別会計が資金
運用部から借りたのが、大体特別会計
は六分ということになつていましたの
で、六分で借りた次第でございます。
それから現在のやつは六分五厘、それ
以後のやつは六分五厘とということです
百三十三億、それから産業投資特別会
計からの借入金というのがまだ若干

○東隆君 農林漁業金融公庫法改正に
関する関係資料の二枚目の年度別・業
種別貸付決定実績」というのがあります
が、これで見ますと、最後の方の寒冷
地農業振興関係は、これは三十三年を
比較しますとだんだん減つていいってい
ます。はなはだ簡単でございますが、先般
の委員会で御要求のありました資料に
つきまして御説明申し上げた次第でござ
ります。

原価合表でござります。これを見て
いただきますと、三十三年度以降資金
運用利回りが漸次低下しております。
これは御承知のように、自作農維持創
設資金とか、非補助小畠地土地改良助

お答えの表でございまして、総額で三十四年度会計末で千十八億四千二百萬、その内訳は資金運用部資金から借入金が六分ものが九十九億、これは特別会計の時代に、特別会計が資金運用部から借りたのが、大体特別会計は六分ということになつて、六分で借りた次第でございます。それから現在のやつは六分五厘、それ以後のやつは六分五厘といふことで五百三十三億、それから簡易生命保険とか、郵便年金借入金が三百六十五億、合計一千八十八億、こういう数字になつております。

○東隆君 農林漁業金融公庫法改正に関する関係資料の二枚目の年度別・業種別貸付決定実績というのがあります。が、これで見ますと、最後の方の寒冷地農業振興関係は、これは三十三年を比較しますとだんだん減つていいっていふ減つているようですね、寒冷地振興三十三年度から始まって、そしてこれと三十五年度の計画を比べますとだいぶ減つているじゃないですか、金額が。これはどうしてですか。

成基金による非耕田小田地土地改良事業といふような、五分ものの、平均の運用利回りよりもはるかに少ない事業が非常にふえておりますので、金利は低下の一途をたどっている。逆に資金真正の行き先として、この間、少しだけ

それから次が十表で、農林公庫の業種別の貸付金の延滞状況表でございまして、六ヵ月以上の延滞分を元金と利息と分けまして、貸付金残高に対する郵便年金借入金が三百六十五億、合計千八十八億、こういう数字になっております。

○東隆君 農林漁業金融公庫法改正に
関する関係資料の二枚目の年度別・業
種別貸付決定実績というのがあります
が、これで見ますと、最後の方の寒冷
地農業振興関係は、これは三十三年を
比較しますとだんだん減つていてい
るのじやないですか、金額が。これは
三十三年度から始まって、そしてこれ
と三十五年度の計画を比べますとだい
ぶ減っているようですね、寒冷地振興
費は。そうじやないのでですか。
その次のページ、三十五年度貸付予
定計画対前年対比のこところで、寒冷地
農業振興が、三十二年度が、これが八
億ですか、これが三十四年度では十二
億ですね。それからその次の自作農難
済制度で、しばらく十三年まことに九
千五百億円であります。

原価の方で見ますと、この間も北村先生からも御質問がありましたように、出資金と借入金が逆転して、借入金が

それから次が十表で、農林公庫の業種別の貸付金の延滞状況表でございまして、六ヶ月以上の延滞分を元金と利息と分けまして、貸付金残高に対する比率を三十四年十一月末現在でとったものでございます。現在元金と延滞利息を加えた元利合計で六ヶ月以上延滞十四年度会計末で千十八億四千二百萬万、その内訳は資金運用部資金からの借入金が六分ものが九十九億、これは特別会計の時代に、特別会計が資金運用部から借りたのが、大体特別会計は六分ということになつて、六分で借りた次第でございます。それから現在のやつは六分五厘、それ以後のやつは六分五厘、ということで五百三十三億、それから産業投資特別会計からの借入金といふのがまだ若干残っております、十九億七千八百万、それから元利償還基金が七千三百三十億、これら簡易生命保険とか、郵便年金借入金が三百六十五億、合計千八十八億、こういう数字になっております。

対してここに書いてありますよな、
利率、据置期間、償還期限などこ
で現在融資を行なっている。こういふこと
でございます。
はなはだ簡単でございますが、先般
の委員会で御要求のありました資料を
つきまして御説明申し上げた次第でござ
ります。
○東隆君 農林漁業金融公庫法改正に
関する関係資料の二枚目の年度別・業
種別貸付決定実績というのがあります
が、これで見ますと、最後の方の寒冷
地農業振興関係は、これは三十三年を
比較しますとだんだん減つていいってい
るのじやないですか、金額が。これは
三十三年度から始まって、そしてこれ
と三十五年度の計画を比べますとだい
ぶ減つているようですね、寒冷地振興
費は。そうじやないのでですか。
その次のページ、三十五年度貸付予
定計画対前年対比のところで、寒冷地
農業振興が、三十三年度が、これが八
億ですか、これが三十四年度では十二
億ですね。それからその次の自作農維
持創設が、これが百三十億に今度なつ
たのですが、この百三十億の中身は私
は北海道の負債整理の中身だと、こう

聞いておりますが、これなどどうもよ
うなことになりますか、中身は。
○説明員(太田康一君) 寒冷地の関係
につきまして私からお答え申し上げま
す。

寒冷地の事業につきましては、御承知のように三十三年度は要綱に基づいてやつておったわけでございまして、当初御承知のように金利は七分といふようなことで、地域指定等にも相当手

高取りまして、相当大きな計画を持つていたわけですが、三十三年度の実行は三千七百万にとどめたわけでござります。それから、三十四年度はその計画に従いまして大体十二億程度出るのではないかということで計画いたしましたわけでございますが、その後、御承知の通り、昨年法律ができまして、新しく法律に基づく地域指定等をやらなければいけないというような義務が起

○政府委員（坂村吉正君）　自作農維持　相当手間を取つたわけでございます。しかし、非常に緻密に計画に基づいてやつておる仕事でござりますので、現在のテンボはあまり十分出ておりませんが、実際の軌道に乗りますれば大体計画通り金が流れるのではないか、かように考えております。ただ、相当多額の金額を貸すといふような関係で、たとえば農地を担保に取る、その場合の農地の登記が先々代の登記であるというようなことで、実際の事務上もそしめた面で事務の進捗がはばまれたと、いうようなことも聞いておりますが、先ほど申し上げましたように、今後におきましては軌道に乗つて順調な資金の貸付ができると、かゝるに考えております。

創設資金の問題につきましては、去年
に比べまして大幅に資金の貸付リクを
ふやしたわけでござりまするが、その
中で北海道の分はどうかという御質問
でござりますけれども、これは、北海
道につきましては、負債整理といふよ
うな問題も一応今年は暫定的にでも取
り上げまして、そして三十五年度から
自作農維持創設資金の運用によつて負
債整理の問題を手をつけていこうと、
こういうよくなつもりで考えておるの
でございますので、できる限りそういう
う実行も可能なよう範囲で考えたい
と思っておりますが、現在それをどう
いう配分をするかという問題につきま
しては、まだ検討中でござりますので
申し上げる段階ではございません。

創設資金の問題につきましては、去年年に比べまして大幅に資金の貸付リクをふやしたわけござりまするが、その中で北海道の分はどうかといふ御質問でござりますけれども、これは、北海道につきましては、負債整理というような問題も一応今年は暫定的にでも取り上げまして、そして三十五年度から自作農維持創設資金の運用によって負債整理の問題を手をつけていこうと、こういうようなんつもりで考えておるのをご存じますので、できる限りそういう実行も可能なような範囲で考えたいと思つておりますが、現在それをどういう配分をするかといふ問題につきましては、まだ検討中でござりますので申し上げる段階ではございません。

○東隆君 実はこの寒冷地農業振興の金は指定をし、その他をやつていっても、実のところは非常に金を借り得る

計画とそれから更生計画がちゃんとでききて、そうしてそこに初めてこの寒冷地農業の振興の資金が融通されることによって効果を發揮するわけだ。だから、法律やあるいはやり方については、実は逆の形になつておるわけですね。そこで自作農創設資金でもつて負債整理の金を流すということが、われわれの要求しておる負債整理の形ができるませんものでしたから、それによつて今回はやると、こういうことになるのですから、自作農維持創設資金は、これは早急に一つ流してもらわないと、ただきたいところに流せない、こういうことにならうと思う。しかもこれの基本的な調査をやるのが改良普及員にまかされておる。当時のいろいろの審議の過程で、一体だれが計画を立て、だれが資金のいろいろな書類だのなんのとときは、改良普及員がそれに当たるのだ、こういふようなことを言つておるわけだ。しかも両方ともそういうような形をとられることになつておりますので、これはぜひ一つ自作農維持創設資金をすみやかに流すようにワクを一つ早くお示しを願いたいと、こう思つわけです。今のお話では中身はまだなかなかわかりそうにない。これはあたりまえの話ですけれども、それで計画を立てられ、三十億をふやされたときにはやはり予定があつたからううのですが、それもまたお漏らしを願えれば幸いだと思うわけです。

○岡村文四郎君 今、東君のお話だが、ほんとうの話、早くせいといふことは困難だらうと思うのは、負債整理の金に充当するつもりで自作農創設資金を出すお見込みか。これは別途に自己農業持資金というおつもりで出すのか、どつちですか。

○政府委員(坂村吉正君) 自創資金は今まで本来の自創資金の目的のために配分をいたしておりますもの、それから災害のときには、またその災害のために配分をいたしておるものもございまして、それから三十四年度におきましては、北海道については特に負債整理の目的で五億といふものを特別に配分をいたしておるわけでござります。そういうような意味からいたしまして、三十五年度におきましても、いわゆる一般の自創資金というようなものに加えまして負債整理のためにといふようことで特別のワクを配分をするよう考へたらどうかというように考へておる次第であります。

○岡村文四郎君 お話をそれでもいいと思うのですが、問題は金利の関係、それから償還年限でございますが、東君は言われたけれども、何を北海道に限つたことではない。問題は現在の自創資金の金利では困るということですから、そういう方法も考えてもらえるようになつておるようですが、しかし、よう聞くと、なに北海道に限つたことでない、本州にもそういう困つた者がおるのだ、それはそちかもしれませんが、北海道と銘打たずに、日本全体の負債整理というのであるのか、北海道なら北海道で別に銘打つて調査

をおやりになつておるのか、方向くら
いは知つておらぬとしよらがないと思
うのです。今までには、渡部次官がおり
ますが、調査は十分にやつてそれから
やらなければだめなんだ、ですから、
今のところは自創資金を五億なら五億
出してまかなつておいて、三十六年度
からやらなければだめなんで、どうう
たつておられますか、今のところ北海
道もだめだとはいえないし、まあ自創
資金がいくらしいということを言つて
おつても必ずしもこれは違うのですか
ら、しかし、こんなことはできるか、
できぬとかいうお見通しくらいはつく
だろうと思うのです。三分五厘で二十
五年といふことはできるのかどうか、
これはどうなんですか。

ないといかぬと思うのです。特に一番困つておるのは開拓農家でござりますが、私は開拓農家の整理を行なつて、腹を据えてやつてもらわぬと、いつまで負債整理の金にいたしましても、ほんとうにその農家のふところが、私の見た目では、大体總農家のうちの三〇%はこなくてもけつこうだ。それから三〇%はますますいける。それから三〇%は貸したらどうにかかる、一〇%は貸してもだめだと思うのです。ですから、そんなものには貸せない、それは貸してもだめなんですか……。そういうふうなものがほんとうに更生する形になるようにお考へ願つておきたいと思うのです。まだたくさんありますが、よろしくお願ひいたします。

○北村暢君 きょういたいたい資料について簡単に質問だけをしておきま

す。第二表の農林中金の制度金融による貸出残高が出ておるのですが、これの種類別の大体この金利はどのくらいか。それからその次の表の共済資金の農村還元状況の、これも貸出金利の信連を経由するものが幾らの金利か、それから直接貸しは幾らかといふことであります。それからもう一つは、単協、信連、中金の貸付残高の推移について出しておりますが、これも一般的の貸付の場合の場所によって違ちがひうけれども、大体単協、信連、中金の金利はどの程度か、それだけお伺いしたい。

○説明員(太田康二君) 制度金融に基

づきます農林中金の貸出金利の問題でございますが、私の方でお示しいたし

ました第一表の金利は末端の金利を考へておりますと、中金が現在各制度ごとにやべております金利につきましては、農業手形の場合は二錢一厘、それから開拓融資保証協会の保証貸付は、所属団体の貸付でございまして、大体二錢四厘、開拓保証貸し出しは大体二錢四厘という金利になつております。

それから開拓營農の改善資金は、信連に貸します場合には二錢二厘というごとでござります。それから有畜農家も二錢二厘、それから漁業信用基金協会の保証貸付は、信連に貸します場合には八分五厘、その他の場合には、これは年利でござりますが、九分ということを申します。それから災害資金も、貸します場合には二錢二厘、その他が二錢四厘、こういう金利になつております。

それから次に、共済の事業の信連経由の貸付でござりますが、利率は各業種によりまして相当違つております。しかもこれにつきましては、県が利息補給等の措置を講じておる事例もござりますので、ちょっと申し上げますと、土地改良は、たとえば単協に貸す場合には五分三厘から八分五厘、農業者に貸す場合には三分八厘から九分二厘、共同利用施設は、農協の場合は五分三厘から八分五厘、農業者に貸す場合には三分八厘から九分五厘、農機具係は、農協の場合は五分五厘から九分三厘、生活改善が単協に貸す場合には六分から九分三厘から九分七厘、農業者に貸す

場合には三分八厘から九分七厘、農協の事業資金が八分四厘から八分八厘、その他が五分三厘から八分三厘、農業者に貸す場合が三分八厘から九分三厘、七分五厘以下のものについてはほとんど利子補給をつけているということがそいつた安い金利になつてゐるわけでございます。

それから直接貸付の場合には、平均で申し上げますと、組合に貸し付ける場合には七分から八分八厘、農業者に貸す場合は七分三厘から九分五厘、このういうふうに各種の金利があるわけでございます。それから末端の単協、貸代金の単協から申し上げますと、実は非常に分かれていますと、日歩二錢以下の中のが三・四%とか、いろいろ分かれておりますから、またあとで一表にいたしましてお示しいたすようにいたしたいと思います。

○北村暢君 それから最後に十一表のところに、公庫資金のいろいろな貸付条件の一覧表がありますが、これに今度の融資であります果樹の条件が載つてないよう思うのですけれども、今度の果樹のやつはどういう条件になつておりますか。

○政府委員(坂村吉正君) 条項は今政府の部内で検討中でございまして、まだきまつておりますません。

○委員長(堀本宣実君) 他に御質疑もなければ、本日はこの程度にとどめます。

昭和三十五年三月九日印刷

昭和三十五年三月十日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局